

浄化槽で守ろう 僕たちの水環境 浄化槽で考えよう 私たちの未来

10月1日は浄化槽の日です

市では河川などの水質を守るため、公共下水道や農業集落排水、浄化槽による生活廃水処理を推進しています。

10月1日は「浄化槽の日」です。この日は、浄化槽の普及促進と浄化槽法の周知を通じて、公共用水域の水質保全を図ることで、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に、浄化槽法が施行された昭和60年10月1日を記念し制定されました。

浄化槽設置の助成制度は

お住まいの地区により異なります

公共下水道全体計画区域外の方

農業集落排水区域外の方（市設置）

この区域の方は市設置型浄化槽事業を利用できます。この制度では、浄化槽の設置を市が行い、皆さんは設置費用の一部と、毎月の使用料を負担していただきます。各種点検などは市が行います。

申請期限 11月29日(金)

公共下水道全体計画区域の方

事業計画区域外の方（個人設置）

この区域の方は浄化槽整備事業補助金を利用できます。この制度では住宅などの浄化槽設置は個人で行い、この費用に市が補助金を交付します。各種点検などは個人が行います。

申請期限 1月31日(金)

公共下水道全体計画区域などについて

詳しくはお問い合わせください。

10月1日から

市の各種使用料などの消費税率が引き上げになります

10月1日(火)から、消費税・地方消費税率が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い、市の各種使用料などの税率が変わります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

対象 担当課

行政財産使用料 土地(1カ月未満)	財政課 ☎ 89・2123
都市公園使用料 (1カ月未満)	都市整備課 ☎ 89・2198
道路占用料 (1カ月未満)	道路河川課 ☎ 89・2193
法定外公共物使用料 (1カ月未満)	道路河川課 ☎ 89・2193
牧野使用料	地域局環境産業課 ☎ 73・4500
水道料金	公営企業管理課 ☎ 52・5221
簡易水道料金 (二ツ井・荷上場)	上下水道整備課 ☎ 52・5221
簡易水道料金 (富根・仁鮎)	地域局建設課 ☎ 73・5300
下水道使用料	富根簡易水道組合 ☎ 75・2380 仁鮎簡易水道組合 ☎ 73・5776
農業集落排水 施設使用料	公営企業管理課 ☎ 52・5221
浄化槽使用料 (市設置型)	上下水道整備課 ☎ 89・2202

介護保険サービスを利用している皆さんへ
利用者負担額や

区分支給限度基準額が変更になります

介護職員の処遇改善や消費税率10%への引き上げに伴い、介護保険サービスの利用者負担が変更になります。

新たな利用者負担額は担当のケアマネジャーなどにお問い合わせください。

あわせて、在宅でサービスを受けた場合の1カ月の利用上限額(区分支給限度基準額)が引き上げられます。

区分支給限度基準額を新たに記載した被保険者証は発行しませんので、9月30日以前に発行された被保険者証に記載されている区分支給限度基準額を読み替えて利用してください。

区分支給限度基準額(1カ月あたり)

要介護状態区分	9月まで	10月から
要支援1	5,003単位 (50,030円)	5,032単位 (50,320円)
要支援2	10,473単位 (104,730円)	10,531単位 (105,310円)
要介護1	16,692単位 (166,920円)	16,765単位 (167,650円)
要介護2	19,616単位 (196,160円)	19,705単位 (197,050円)
要介護3	26,931単位 (269,310円)	27,048単位 (270,480円)
要介護4	30,806単位 (308,060円)	30,938単位 (309,380円)
要介護5	36,065単位 (360,650円)	36,217単位 (362,170円)